

飼い主の ルールと マナー

① 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。

室内飼育、室外飼育の区別なく、生後90日を経過したすべての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務づけられています。

●「登録」は犬の生涯に1回です。(登録すると「鑑札」が交付されます。)

●「狂犬病予防注射」は、毎年1回です。(「注射済票」が交付されます。)

交付された「鑑札」と「注射済票」は装着が義務づけられているので、必ず首輪などに付けましょう。

また、登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは、必ずお住まいの市町村に届け出てください。

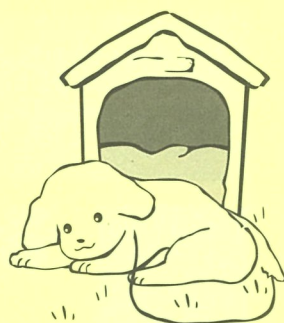
② 犬はつないで、事故の防止に心掛けましょう。

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。

犬は放れてしまうと、他人に恐怖心をあたえたり、咬みつき事故を起こしたり、迷子になったり、さらには交通事故にあたりと様々な事件事故の原因ともなります。必ずつないで、事故等の防止に努めてください。

また、茨城県では、秋田犬、土佐犬、紀州犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード、アメリカン・ピット・ブル・テリア（アメリカン・スタッフォードシャー・テリア）の8犬種の他、大型の犬を「特定犬」に指定して、「おり」の中での飼育を義務づけています。

●犬の「咬みつき事故」が発生したら、「茨城県動物指導センター」に届け出ましょう。



③ “身元証明” で愛犬・愛猫の迷子をなくしましょう。

迷子をなくすためにも、犬には鑑札、狂犬病予防接種済票だけでなく、迷子札（電話番号など）を付けて下さい。犬・猫ともに、迷子札の代わりにマイクロチップの埋め込みをすれば、脱落することもなく、外観も損ねず、より効果的です。

飼い犬・猫が迷子になったら、すみやかに茨城県動物指導センター、お住まいの市町村および警察署に連絡してください。あなたの、犬・猫についての情報があるかもしれません。

また、保護された犬・猫の情報は、センターのホームページでも公開しています。「茨城県動物指導センター」で検索してみてください。

④ 小さな命、大切に！「捨て犬」「捨て猫」をなくしましょう。

動物を捨てることは、動物愛護法に違反する行為です。

子犬や子猫が生まれて困るより「生まれたい手術」をおすすめします。

●避妊手術（メス）、去勢手術（オス）の効果

メス：発情しないので、オスが集まらず、当然子犬・猫も生まれません。

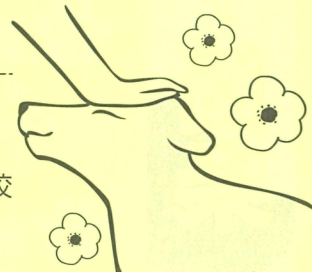
オス：発情したメスに無関心になり、あちこちに排尿（マーキング）しなくなる。行方不明になることも少なくなる。



⑤ 環境美化につとめましょう。

愛犬・愛猫の排泄物の始末は飼い主の義務です。公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。

飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。



⑥ 立派にしつけて愛される犬・猫にしましょう。

犬・猫による被害や苦情相談が多発しています。鳴き声による騒音、排泄物による苦情、咬みつき事故等々多くは飼い主の「飼育管理」や「しつけ」によって改善することができます。

飼い主の努力で、ご近所から愛される犬・猫にしましょう。

飼ったなら めんどくみよう 最後まで

お問い合わせ先 お住まいの市町村 狂犬病予防業務担当課

茨城県動物指導センター
(公社) 茨城県獣医師会

☎0296-72-1200
☎029-241-6242